

資格・実務・総合

ADRの現場から

88 話し合いでトラブルを解決



大谷昭二理事長

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証機関である(一社)日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「敷金診断士」資格制度を運営する特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から、敷金・原状回復に関するトラブルについて解説してもらつ。

18年7月に健康増進法の一
部を改正する法律が成立し、
20年4月1日から全面施行さ
れます。この法律により、望
まない受動喫煙を防止するた
めの取り組みは、マナーから
ルールへと変わります。この
ような社会の変化もあり、今
や喫煙者は多數派ではなく少
ない。つまり、仮に6年間
住んだとしても全額負担しな
い」と貸主側が主張するケースです。このよ
うな場合は、借主が「どのみ
んな場合」「借り替え費用は負担しな
い」とはっきり言つてお
り、6年間住んだ場合
には「室内でタバコを吸つた
場合は、壁紙・クロスの張り
替え費用を借り主が負担する」
と定めている場合があります。
では、入居1日目からタ
バコを吸い、6年間吸い続け
た場合の借り主の負担金額はど
うなるのでしょうか。

最近では、「タバコを吸う
ことの何が悪い」というよう
な主張をする人はあまりいま
せん。「タバコを吸つたのだから、黄ばみ、においのつい
た壁紙・クロスの張替え費用
を自分が負担しなければなら
ないのは当たり前」と考える
人は、借り主の負担金額は壁
紙・クロスの張り替え費用を

敷金診断士⑥

人が多くなっています。しかし、このような人々でもトラブルを起こしてしまうことがあります。

一般的に、壁紙・クロスの経年数(耐用年数)は6年とされており、6年間住んだ場合は、借り主が壁紙・クロスの原状回復費用を支払う必要はありません。仮に3年間住んだ場合は、張り替え費用の半額を借り主が負担するケースが多くなっています。一方、契約書には「室内でタバコを吸つた場合は、壁紙・クロスの張り替え費用を借り主が負担する」と定めている場合があります。

「敷金診断士」資格実施団体 日本住宅性能検査協会 電話03(5847)82355

● 「敷金診断士」資格実施団体 日本住宅性能検査協会 電話03(5847)82355

喫煙と壁紙・クロスの原状回復費用

人が多くなっています。しかし、このように、仮に6年間住んだとしても全額負担しなくならない」とは決して言つていません。やはり、どうしてしまってきます。「明確な基準がない」ということ。これも、トラブルを引き起します。大手の業者では、トラブルを引き起す大きな要因となつてしまつのです。

借り主が全額負担しなければならない、つまり、仮に6年間住んだとしても全額負担しなければならない」と貸主側が主張するケースです。このようないいのではないか、タバコを吸つても吸わなくていい場合も、関係がない」とどうしても考えてしまうのです。敷金・原状回復に関するトラブル解決の指針となる国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、「経年数を超えていた物件であつても借り主はなお損害を与えた場合は、例えばクロスを張り替える費用(工事費や人件費)などにつき、借り主負担となる場合がある」としています。つまり、6年間経過しても、タバコによつてクロスや壁紙に黄ばみやにおいが発生した場合(借り主の善管注意義務違反の場合)は張り替えに関する費用を負担しなければならないときがある、としているのです。

しかし、ここでは「借り主が壁紙・クロス張り替えに関する費用の全額を負担しなけれ